

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における

ソフトボール活動の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

公益財団法人日本ソフトボール協会

1. はじめに

2019年12月に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生して以来感染者の移動による影響から瞬く間に全世界への感染者拡大と発展し、その結果、世界保健機関（WHO）のテドロス事務局長は2020年3月11日、世界で感染が広がる新型コロナウイルスについて「パンデミック（世界的な大流行）とみなせる」と表明しました。また、日本でも新型コロナウイルス感染症の感染拡大は広がり4月7日、政府により7都府県に緊急事態宣言の発出がされ、続いて4月16日には政府より緊急事態宣言が全国47都道府県に拡大する決定がされ緊急事態宣言の期間を5月31日までと決められました。その後、全国的な感染拡大防止対策（休業要請、不要不急の外出自粛、国民一人一人の手洗い・うがい・アルコール消毒・咳エチケット等）の徹底により感染者数の減少傾向がみられた中、5月25日にすべての都道府県に対する緊急事態宣言が解除されました。ただし、政府および専門家による新型コロナウイルスの威力について、今後も予断を許さず第2波、第3波が予測されているため気を緩めず感染予防に努め、感染しない、させないための「新しい生活様式」が発出されました。

そして、5月4日開催の政府による専門家会議により今後の持続的な対策を見据え、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められました。

公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、JSA）では、各地域での今後のソフトボールの公式試合（予選会含む）、各種事業の再開を念頭に本ガイドラインを作成しました。このガイドラインは、日本スポーツ協会による「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」をもとにソフトボール競技の特性を踏まえた注意事項等を加味して作成したものです。その後、国内外の感染状況による政府の方針の見直しをもとに、本ガイドラインは改訂を重ねてきました。

令和5年1月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけについて」を踏まえ、今後の対策方針が大きく変更する可能性があります。また、地域によって流行状況が異なり各都道府県でも方針が異なるため、各事業の再開については、引き続き活動を再開される自治体の方針に従うことが大前提であり、地域の最新情報も併せてご確認頂くとともに、各自で感染症対策を行い、安全なスポーツ活動の実施のためのご協力をお願いいたします。

2. 本ガイドラインの範囲は、JSAおよびJSAの加盟団体が実施する事業（大会、会議、研修会、合宿、イベント等を含む）と当該事業の関係者・参加者とする。

3. 各種事業の開催計画、施設の使用制限について

公式試合（予選会含む）や各種事業などを計画される場合には、都道府県（自治体）の方針に従うことが前提であり、開催の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管

課や衛生部局等へ相談すること。

また、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和5年1月27日改）を踏まえ発表された「イベント開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」を参考にし、開催する事業規模、開催場所の感染状況を考慮のうえ適切な対応をすること。

4. 事業開催のための関係者の留意事項

- (1) 事業関係者全員へ本ガイドラインの周知と遵守の徹底を図ること
- (2) 衛生管理に関する責任者を指名し、本ガイドラインが正しく運用されているか確認すると共に、関係者の改善を要する場合は指示を行うこと
- (3) 事業を開催する自治体の方針に従うことを前提とし、相談窓口への連絡方法を確認すること
- (4) 関係者への連絡は、メール等を利用し接触がおこらない工夫をすること
- (5) 可能な場合は、オンラインでの事業実施も検討すること
- (6) 以下のような事業関係者の感染の疑いについては、事業への参加を見合わせること
 - ① 検温で37.5度以上の発熱、咳、咽頭痛、倦怠感、味覚嗅覚異常の症状があった場合
 - ② 陽性判定、陽性の診断により行動制限を受けている場合
 - ③ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ④ 濃厚接触者に認定され、公的機関より行動制限の要請を受けている場合
- (7) 事業運営に直接携わらない関係者の来場を控えること
- (8) 運営関係者（審判員、記録員含む）の人数についても、必要最低限に止めること
- (9) 三密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと
- (10) 適切なマスク（不織布マスクを推奨）の正しい着用の周知・徹底をすること
- (11) プレー中の選手を除き、歓声や近接した距離での会話を含め発声する場面では、マスクを着用し、または発声中に2mをめやすに距離をあけること
- (12) 競技参加者は以下の点に留意すること
 - ① 唾を吐く行為を行わないこと
 - ② ベンチ内から声援や指示を出すときは、対人距離に注意すること
 - ③ 試合前の打順表確認の際は可能な限り距離をとり、監督、審判の握手は行わないこと
 - ④ 監督、コーチが審判に近づいて会話する際は出来るだけ2m（最低1m）の距離を保ち、マスクを着用すること
 - ⑤ 試合開始、終了時の整列および礼は、球審の集合準備の合図で両チームがベンチ前に整列し、その場で礼をして行うこと
- (13) 応援方法については、以下の行為を禁止すること

- ① トランペット、ホイッスル等、飛拡散リスクのある鳴り物応援
 - ② メガホン、スティックバルーンを使用しての応援
 - ③ マスク無し、密集した場所での大声を出しての応援
- (14) 室内（トイレ・ロッカールームを含む）は、機械換気、窓開け換気を行うこと
 - (15) 会場内各所の消毒液の設置と関係者への手指消毒の呼びかけを行うこと
 - (16) タオル、飲料ボトル、コップの共用を避けること
 - (17) 喫煙所を設置する場合は、三密を避ける措置を施すこと
 - (18) 鼻水、唾液が付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人はマスクや手袋をし、マスクや手袋を外した後は必ず手指消毒をすること
 - (19) 問題（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）が発生した場合は、関係機関に報告するとともに直ちにホームページ等で情報開示すること
 - (20) 陽性者の対応と療養期間については現在の感染症分類上、療養期間中の事業参加はできない。療養後の事業参加については、厚生労働省の「陽性だった場合の療養解除について」を参考のこと
 - (21) その他各種大会開催時の対応として、本ガイドラインに加えて「公式試合（予選会含む）および各種事業の開催期間中における取り決め事項」を遵守すること
 - (22) Japan Diamond (JD) リーグ開催時の対応として、本ガイドラインに加えて（一社）日本女子ソフトボールリーグ機構の「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（2023年度版）」を遵守すること

（以上）

令和2年6月17日作成

令和2年7月27日更新

令和3年6月13日更新

令和3年8月30日更新

令和4年5月19日更新

令和5年2月26日更新

公式試合（予選会含む）および各種事業の開催期間中における取り決め事項

本取り決め事項につきましては、原則として公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、JSA）の「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）におけるソフトボール活動の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（以下、「JSA ガイドライン」という。）」に基づき取り扱うこと。

（はじめに）

1. JSA ガイドライン（4.（1）～（21））および JSA 周知事項の再確認の徹底をする
2. 開催に向けて地元自治体および管轄の医療機関や保健所との協力体制を整えておく
3. 大会本部は、発症した当事者が無事復帰するまでの間、主催者と連携を図り適切に対応する
4. 各種大会・各種事業の参加の皆様には、感染状況の関する一切の差別や誹謗中傷が起きないように誠心誠意対処する
5. 発症者とは、発熱、咳、呼吸困難、倦怠感、咽頭痛、嘔吐、嗅覚・味覚障害などの症状がある者
6. 濃厚接触者とは、陽性者とマスク未着用、近距離、換気の悪い環境で長時間の接触があった者

【公式試合および各種事業開始前までの発症者・陽性感染者・濃厚接触者の対応策】

◇全ての参加者に対して、「JSA ガイドライン」および本取り決め事項を事前に通知を行い大会参加までの準備に備えていただくことを伝える。

【公式試合および各種事業期間中の発症者・陽性感染者・濃厚接触者の対応策】

◇発症者が発生した場合、直ちに大会本部（事業窓口など）に報告の上、保健所への相談または病院の受診すること。濃厚接触者に認定される場合、保健所からの指示または医師の判断で新型コロナウイルス検査の実施をし、結果が出るまでは自主隔離（チーム関係者全ての者は同じ扱い）とする。

◇（当該チームによる対応）①「当事者の隔離」②「濃厚接触の疑いのある者の隔離と新型コロナウイルス検査の対応」

◇（大会本部による対応）③「発症者が発生した所属チームに対し出場辞退を勧告し、または棄権の判断を行い通達する（棄権の場合、対戦チームを不戦勝とし「7-0」とする）」④「大会継続可否の判断・通達」を行う。新型コロナウイルス検査を実施しない場合でも保健所の指示に従い自主待機する

◇結果が「陽性」であれば、保健所からの指示に従い療養・感染予防対策の徹底と保健所への接触者リストの提出をする。結果が陰性であれば、医師や大会本部、チーム監督などにより復帰時期の検討を行う。

◇保健所より濃厚接触者の認定を受けた者は、直ちに、当事者の自主隔離を行うと同時に上記に記した当該チームによる対応①、②および大会本部による対応④、⑤の手続きを行う。

【公式試合および各種事業終了後の発症者・陽性感染者・濃厚接触者の対応策】

◇全ての参加者に対して、大会終了後7日後（目安）までが大会参加における感染拡大を防ぐための注意期間であることを発信する。

（最後に）

参加者の皆様に対しまして、ソフトボール競技を通して日常生活の中で必要な体力の維持向上、そして頑張ることの大切さや他人を思いやる気持ちなどを感じてもらえる大会参加となっていただけますよう安心安全な大会運営にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。